

平成 27 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 27 年 10 月 30 日 開会

平成 27 年 10 月 30 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(10 月 30 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第 8 号の上程、説明、採決、討論、採決	23
○議案第 9 号の上程、説明、採決、討論、採決	24
○議決事件の条項、字句等の整理	26
○閉会	27
○会議録署名	27

平成 27 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 4 号

平成 27 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 10 月 23 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 内藤 久夫

- 1 期日 平成 27 年 10 月 30 日(金)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(27 名)

1 番 荻原隆宏 君	2 番 奥脇和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 奥脇一夫 君	6 番 守屋 久 君
7 番 石川 壽 君	8 番 上村英司 君	9 番 松井 豊 君
10 番 神澤敏美 君	11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君
13 番 田中輝美 君	14 番 内藤 優 君	15 番 近藤文男 君
16 番 川口福三 君	17 番 鍋田幹雄 君	18 番 秋山 勇 君
19 番 中澤康夫 君	20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君
22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君	24 番 渡邊政司 君
25 番 高山泰治 君	26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君

不応招議員(0 名)

平成 27 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 27 年 10 月 30 日(金)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 承認第 3 号 専決処分の報告および承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 6 承認第 4 号 専決処分の報告および承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 7 認定第 1 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 8 号 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 10 議案第 9 号 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 10 まで議事日程に同じ

出席議員(27 名)

1 番 荻原隆宏 君	2 番 奥脇和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 奥脇一夫 君	6 番 守屋 久 君
7 番 石川 壽 君	8 番 上村英司 君	9 番 松井 豊 君
10 番 神澤敏美 君	11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君
13 番 田中輝美 君	14 番 内藤 優 君	15 番 近藤文男 君
16 番 川口福三 君	17 番 鍋田幹雄 君	18 番 秋山 勇 君
19 番 中澤康夫 君	20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君
22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君	24 番 渡邊政司 君
25 番 高山泰治 君	26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君

欠席議員(0 名)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 内藤久夫君	監査委員 望月敏明君	事務局長 武井俊一君
事務局次長 飯室隆人君	業務課長 功刀 正君	会計管理者 渡辺小一君

業務課資格管理担当リーダー 清水 剛君 業務課庶務担当リーダー 渡辺光夫君
業務課給付担当サブリーダー 赤松 圭君

事務局職員出席者

書記長 松井和洋 書記 中島ひと美 書記 岩田茂樹

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(谷垣喜一君) ただいまから、平成 27 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 27 人でございます。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。
議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君) ここで、内藤広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 内藤広域連合長。
○広域連合長(内藤久夫君) 皆さん、こんにちは。本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆さまのご参集をいただき、平成 27 年第 2 回定例会を開催するに当たりまして、ご挨拶申し上げます。議員の皆さまには、平素から当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く感謝申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、昨年施行された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」のなかで、持続可能な医療保険制度等を構築するために必要な措置を 26 年度から 29 年度までを目途に順次講ずるものとされまして、データヘルスの推進による保健事業の充実や、保険料軽減特例措置を見直すことによる負担の公平化等、制度の持続可能性を高めるために必要な改革が進められているところでございます。

当広域連合におきましては、これら国の動向を注視しながらも、被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、各市町村と連携しながら、制度の円滑な運営に誠心誠意取り組んでまいります。

また、今年度は、平成 28 年度・29 年度の保険料率を改定する年となっております。改定作業にあたっては、今後の医療給付費の動向等を精査するとともに、剰余金や基金等の活用も視野に入れ、安定した財政運営を維持しながらも被保険者の皆さまに過度の負担とならないような保険料率の設定に努めてまいります。なお、保険料の試算結果につきましては、来年 1 月に議員全員協議会の開催をお願いし、ご説明申し上げたいと考えております。

さて、今議会での提出議案は、条例改正に係る 2 件の専決処分の承認。平成 26 年度

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定。平成 27 年度一般会計及び特別会計の補正予算の 6 議案でございます。

後ほど担当者から、それぞれの案件につきまして詳細な説明を申し上げますが、何卒十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第 1「議員の議席の指定」を行います。今年 7 月の臨時会以降に選出されました、2 名の議員について、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、5 番大月市選出奥脇一夫君、6 番葦崎市選出守屋久君と、議席を指定いたします。よろしくお願いいたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、10 番神澤敏美君、26 番加藤和秀幸君、を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 3「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第 4 条の規定により、議長において指名いたします。6 番守屋久君、25 番高山泰治君の 2 名を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました。守屋久君、高山泰治君、を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、守屋久君、高山泰治君を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第 5 承認第 3 号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 5、承認第 3 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、承認第 3 号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分の報告および承認を求めることについて説明させていただきます。

議案書の 1 ページをご覧ください。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「山梨

県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

専決処分の内容でございますが、国のマイナンバー制度導入に伴い、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたため、特定個人情報の適正な取り扱いの確保のために必要な措置について定めるとともに、「独立行政法人通則法」の改正に伴う同法の改正規定の引用箇所を改める等、所要の改正を行ったものであります。

本条例の改正は、これら法律の制定及び改正により、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分とさせていただきます。何卒、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、概要を申し上げますが、具体的な条文等につきましては、飯室次長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 次長の飯室です。よろしくお願いいたします。それではお手元の資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書」の1ページをお開きください。承認第3号山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

要旨につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」の制定に伴う特定個人情報の適正な取り扱いの確保のために、必要な措置について定めるとともに、「独立行政法人通則法」の改正に伴う同法の改正規定の引用箇所を改める等、所要の改正を行うものであります。通称マイナンバー法でございます。

改正内容につきましては、11項目でございます。

1. 用語の定義

番号法による取扱いを明確に表すため、「特定個人情報」、「情報提供等記録」及び「保有特定個人情報」の定義を追加する。

2. 目的外利用の制限

特定個人情報(情報提供等記録を除く)を目的外利用できる場合を、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるときに限定する。

3. 外部提供の制限

特定個人情報を外部提供できる場合を、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限定する。

4. 開示・訂正・利用停止請求者

本人、法定代理人に加え、任意代理人による請求を可能とする。

5. 情報提供等記録

情報提供等記録については、目的外利用および事案の移送はできないこととする。また、記録を訂正したときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。

6. 利用停止等の請求事由の追加

特定個人情報を目的外利用の規定に違反して利用したとき、または番号法第20条、2ページをお開きください。及び第28条に違反したときには利用の停止又は消去を、番号法第19条の規定に違反したときは提供の停止を請求できるものとする。

7. 措置要求の適用除外

特定個人情報は、番号法第19条各号により提供できる場合が明確に制限されていることから、措置要求の規定は適用しないこととする。

8. 開示手数料

特定個人情報の開示を受ける者は、開示に要する実費相当額を負担する。

9. 他の制度による開示の実施との調整

法令又は他の条例に、本条例と同一の方法による開示規定がある場合、当該同一の方法による開示を行わないとする規定を、特定個人情報については適用除外とする。

10. 独立行政法人通則法の取扱い

独立行政法人通則法の改正に伴い、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に置き換える。

11. 適用除外

統計法の関係規定に定める調査票等に含まれる個人情報、及び広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、この条例の適用除外とする。

施行期日

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規程の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規程は、当該各号に定める日から施行する。

(1)第2条第1項第5号、同項第7号、第8条第1項、第8条の3、第9条、第14条第1項第3号ウ、第26条第2項及び第35条中「第8条の2」を加え、

番号法附則第1条に掲げる規程の施行の日（平成27年10月5日）

(2)情報提供等記録に関する規程

番号法附則第1条第5号に掲げる規程の施行の日でございます。

続きまして、新旧対照表になります。資料の3ページをお開きください。山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。第2条第1項第5号を第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

(5)特定個人情報

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6)情報提供等記録

番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(7)保有特定個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

次に、4ページをお開きください。第8条第1項中「保有個人情報」の次に、「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。第8条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を自ら利用することが出来る。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。第9条中「前条」を「第8条」に、「保有個人情報

を提供する場合」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合」に改める。

次に、5 ページをお開きください。第 12 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下、第 14 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 2 項、及び第 35 条第 2 項において同じ。)」を加える。

次に、6 ページをお開きください。第 13 条第 2 項中、「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人。第 28 条第 2 項及び第 36 条第 2 項において同じ。)」を加える。第 14 条第 1 項第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

7 ページをお開きください。第 21 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。第 25 条第 1 項中「開示請求に係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。第 26 条第 2 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条から第 34 条までにおいて同じ)」を加える。

次に、8 ページをお開きください。第 33 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。第 34 条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

次に、9 ページをお開きください。第 35 条第 1 項第 1 号中「又は第 8 条第 1 項及び第 2 項」を「第 8 条第 1 項及び第 2 項又は第 8 条の 2」に改め、「利用されているとき」の次に、「番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第 2 号中「第 8 条第 1 項及び第 2 項」を「第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条の 3」に改める。9 ページ、10 ページになりますが、第 54 条を次のように改める。

(適用除外等)

第 54 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1)統計法

第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。第 3 号において同じ。）に含まれる個人情報。

(2)統計法第 2 条 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報。

(3)統計法第 24 条 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報。

(4)統計法第 29 条 1 項の規定により行政機関（同法第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第 10 項に規定する行政機関をいう。）に含まれる個人情報。

(5)広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報。

附則

この条例は、番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規程の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規程は、当該各号に定める日から施行する。

(1)第2条第1項第5号、同項第7号、第8条第1項、第8条の3、第9条、第14条第1項第3号ウ、第26条第2項及び第35条中「第8条の2」を加える規程 番号法附則第1条に掲げる規程の施行の日（平成27年10月5日）

(2)情報提供等記録に関する規程 番号法附則第1条第5号に掲げる規程の施行の日です。

以上が山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第3号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手多数でございます。よって承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第6 認定第4号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第6、承認第4号「専決処分の報告および承認を求めることについて（山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 武井事務局長。

○**事務局長(武井俊一君)** それでは、承認第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分の報告および承認を求めることについて説明させていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定」を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

専決処分の内容でございますが、「独立行政法人通則法」が改正され、「特定独立行政法人」が廃止となり、新たな独立行政法人の分類により定められた「行政執行法人」について、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されたことから本条例における当該規程の引用箇所について、所要の改正を行ったものであります。

本条例の改正は、この法律の改正により、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分とさせていただきました。何卒、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、概要を申し上げますが、具体的な条文等につきましては、飯室次長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 飯室事務局次長。

○**事務局次長(飯室隆人君)** それではお手元の資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書」11ページをお開ください。承認第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

要旨につきましては、「独立行政法人通則法」が改正され、独立行政法人のうち同法の規定によりその役員及び職員に国家公務員の身分を付与されていた「特定独立行政法人」が廃止されるとともに、新たな独立行政法人の分類により定められた「行政執行法人」について、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されたことから、本条例に

における当該規程の引用箇所について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第5条第1項第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改めるものです。この条例は、平成27年10月5日から施行する。続きまして、新旧対照表になります、

12ページ、13ページをお開きください。山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。第5条第1項第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

附則 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

以上が山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第4号の質疑を行います。質疑はございませんか。12番川口信子君。

○12番川口信子君 「特定独立行政法人」と「行政執行法人」について、内容が全く変わらないようですけど、内容がどう変わったのかを教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、先ほどのご質問について、お答えいたします。先程も説明をさせていただきましたけども、「独立行政法人通則法」が、改正されて、その規定によりまして、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されていた「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「行政執行法人」として、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されたということの改正でございます。

●議長(谷垣喜一君) 川口君よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○12番川口信子君 結局名前が変わったということなのですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) 今まで「独立行政法人」という一本になっていたものが、通則法改正で細かく3つに分かれまして、「独立行政法人」、「国立研究開発法人」そして、「行政執行法人」と、この3つに今回分類されたものです。今回この内の、情報公開条例に係るものにつきましては、「行政執行法人」の部分だけでしたので、大きく「独立行政法人」というものが3つに分かれたので、広域連合で関わる部分の「行政執行法人」の言葉に変えた。そういうことでございます。

●議長(谷垣喜一君) 川口君よろしいでしょうか。他にございますか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第4号「専決処分の報告および承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について)」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって承認第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第7 認定第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第7、認定第1号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第8、認定第2号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、代表監査委員から、認定第1号及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 代表監査委員望月敏明君。

○代表監査委員(望月敏明君) 監査委員の望月でございます。よろしく申し上げます。平成26年度決算審査の結果について、朗読を持って報告を致します。

審査は、平成27年8月20日午前9時30分より、広域連合事務室において、私と近藤監査委員の両名で行いました。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された、「歳入歳出決算書」、「歳入歳出事項別明細書」、「実質収支に関する調書」、及び「財産に関する調書」が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見としましては、次のとおり提出をいたしました。お手元の決算審査意見書の最終8ページにございますが、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであることから、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費に対しては、医療機関に雇う前段階での各種予防施策や後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進等を市町村の広報誌の活用等による啓蒙活動により、その抑制に努められたい。

また、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金については、一定の成果は見られるものの、増加傾向にあることから公平・公正性を保つ意味でも市町村との連携をし、更なる取組み強化を図られたい。

また、平成28年度に予定されている保険料の改定にあたっては、医療懇話会等での意見を参考にしながら、慎重かつ適切な判断により執行していただきたい。

後期高齢者医療制度は、平成30年度から施行される「国民健康保険の都道府県化」の動向により大きな影響を受ける事が予想される。今後は国や県、市町村と連携を深め、社会情勢や医療費の動向を注視する中で後期高齢者に対する適切な医療給付を行うと共に、適切かつ効率的な予算執行に一層努力され事故のないように適切な事務処理を行っていただきたい。」

以上の意見を提出いたしました。

●議長(谷垣喜一君) 代表監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第1号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、認定第1号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書12ページ、13ページをご覧ください。一番下が合計欄になります。歳入合計であります。予算現額4億8,973万2千円に対し、調定額、収入済額いずれも4億8,961万6,897円です。主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費等に充てる、市町村からの事務経費

の負担金、並びに前年度からの繰入金であります。

次に 14 ページ、15 ページをご覧ください。歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額 4 億 8,973 万 2 千円に対し、支出済額、4 億 7,391 万 152 円、不用額は 1,582 万 1,848 円となっております。主な内容は、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の借上げ料、及び特別会計への繰出金であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、1,570 万 6,745 円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、飯室次長から説明させていただきますので、よろしくご説明いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、認定第 1 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

お手元の広域連合歳入歳出決算書資料 2 の 2 ページをお願いします。まず、歳入についてであります。一番下の項目、歳入合計欄をお願いします。予算現額 4 億 8,973 万 2 千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、4 億 8,961 万 6,897 円となっております。予算現額と収入済額との比較であります。収入済額が 11 万 5,103 円下回っており、予算現額に対する執行率は 99.97%であります。

主な内容は、1 款「分担金及び負担金」、4 億 6,390 万 9,444 円は、市町村からの負担金で、広域連合職員の人件費をはじめとする事務経費であります。

6 款「繰越金」2,202 万 6,884 円は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いします。一番下の項目、歳出合計、予算現額 4 億 8,973 万 2 千円に対しまして、支出済額 4 億 7,391 万 152 円、不用額は 1,582 万 1,848 円となっております。

主な支出であります。2 款 1 項「総務管理費」に 1 億 6,792 万 4,348 円、この支出の主なものとしましては、当広域連合の派遣職員 20 名の人件費を、派遣元の市町村へ 1 億 3,949 万 4,796 円を支出しております。3 款「民生費」2 億 8,632 万 2,784 円は、特別会計へ繰出金であります。

なお、一般会計の予算現額に対する執行率は 96.76%となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出 差引額は、1,570 万 6,745 円となっております。

引き続きまして、歳入、歳出決算の詳細を「事項別明細書」により主な歳入、歳出についてご説明いたします。

6 ページをお願いします。それではまず、歳入であります。1 款「分担金及び負担金」は、4 億 6,390 万 9,444 円の収入となっております。

内容としましては、事務費 共通経費負担金として、構成 27 市町村から 4 億 6,300 万円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として 9 市町村から 90 万 9,444 円の収入となっております。

4 款「財産収入」20 万 7,443 円につきましては、財政調整基金及び臨時特例基金の利息分であります。

5 款「繰入金」につきましては、財政調整基金からの繰入金 336 万 4 千円であります。

6 款「繰越金」2,202 万 6,884 円は、前年度からの繰越であります。

7 款「諸収入」10 万 9,126 円の主な歳入は、普通預金利子 10 万 7,576 円であります。

以上、歳入合計は、予算現額 4 億 8,973 万 2 千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、4 億 8,961 万 6,897 円となっております。

次に、歳出について説明いたします。8 ページをお開きください。1 款「議会費」は、98 万 8,553 円となっております。平成 26 年度は、定例会を 2 回開催し、主な支出は、議員 27 名の報酬であります。

次に、2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」の支出は、1 億 6,792 万 4,348 円となっております。この「一般管理費」につきましては、主な、節での説明をいたします。なお、備考欄には、主な内容が記載されておりますので、参照をお願いいたします。

3 節「職員手当等」590 万 7,138 円は、派遣職員 19 名の通勤手当に 367 万 6,890 円、同じく派遣職員 15 名の 超過勤務手当 192 万 1,548 円を、支出しております。

11 節「需用費」152 万 8,719 円は、事務用品等の消耗品に 58 万 3,741 円、事務所の電気料に 73 万 9,341 円を 支出しております。

12 節「役務費」108 万 4,767 円は、通信運搬費として、31 万 2,842 円 公用車 2 台の自動車損害保険料に 35 万 420 円を支出しております。

13 節「委託料」563 万 9,757 円は、財務会計システム及びグループウェア委託料に 475 万 6,320 円、条例等整備委託料に、85 万 3,200 円を支出しております。

14 節「使用料及び賃借料」、1,417 万 987 円は、L G W A N 接続料に 55 万 7,280 円、広域連合事務所等不動産借上に、835 万 560 円、複合機 2 台分に 78 万 9,297 円、内部情報系パソコン及びサーバーリース料に 283 万 1,220 円を支出しております。

19 節「負担金、補助及び交付金」1 億 3,949 万 4,796 円は、広域連合の派遣職員 20 名の給与等を、派遣元の市町村に支出しております。

2 目「公平委員会」並びに、2 項「選挙費」の、支出はありませんでした。

3 項「監査委員費」24 万 2,024 円につきましては、監査委員 2 名の報酬及び費用弁償であります。

次に、3 款「民生費」2 億 8,632 万 2,784 円は、特別会計への繰出金で、内容は、電算システム委託料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費等であります。

10 ページをお願いします。4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」の支出済額は、1,824 万 5,699 円となっております。この支出は、財政調整基金への積立金です。

2 目「臨時特例基金費」18 万 6,744 円につきましては、臨時特例基金利子の積立金であります。

5 款「予備費」の支出はありませんでした。

以上、歳出合計、予算現額 4 億 8,973 万 2 千円に対し、支出済額 4 億 7,391 万 152 円、不要額 1,582 万 1,848 円となっております。

以上が、事項別明細書による説明でございます。引き続き、一般会計の「実質収支に関する 調書」であります。

12 ページをお願いします。歳入総額 4 億 8,961 万 7 千円、歳出総額 4 億 7,391 万円 歳入歳出差引額 1,570 万 7 千円。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は、1,570 万 7 千円となっております。

以上が、平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、認定第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 22 番後藤政行君。

○22 番後藤政行君 職員が各市町村から派遣されていると思うのだけれども、そのの

ですね、2年に1度各市町村から1名ずつ交代でやっているだろうと思うんだけど。例えば甲府市は、あれだけの大型の人口を抱えているながら1名の派遣なのか、その辺のバランスは、どういうふうになっているのでしょうか。例えば2年交代で、私の言っている意味が分かると思うのですが、大きな市町村も小さな市町村も同じ負担なら、大変なような感じがするのですよ。

そして、通勤手当が出ているのだけれども、例えばすごい遠隔地から来ている人で、こっちの方にアパートか何かを借りていたような記憶があるのだけれども、住宅の負担はあるのですか。ちょっとその辺を分かりやすく説明していただきたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは職員の派遣の基準について、すぐに分かりますので私の方でお答えさせていただきます。市町村の人口によりまして、基準が決まっております。5千人未満の町村は、派遣はございません。5千人以上1万5千人未満の町村につきましては、2回に1回ということで1回の派遣で2年お願いしますので、1回休んで1回来ていただく形でございます。1万5千人以上10万人未満の市町村につきましては、毎回1名を2年に1回交代で出していただいております。10万人以上につきましては、甲府市だけですけれども、2名お願いしております。ということで、27市町村の内19の市町村から出向しております、20名体制でやっております。また、毎年10名ずつ交代になりますので、そのような流れでございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、手当の説明をさせていただきたいと思います。遠隔から来られている方が何名かおいでになりまして、通勤手当は規定通りなのですが、交通状況等によりまして高速道路を使われる方につきましては、高速道路代も支給はさせていただいております。今回の決算書でも200万程の支給手当が残っていると思いますけれど、当初職員の高速代を予定していた方がおりましたけれども、高速道路を使わなくて、一般道を使って通勤されている方が山中湖村の方から来られておりましたその予算が今回の決算の中で、200万程残ったというような決算状況です。

住宅手当でございますけれど、1名の方がアパートを近隣に借りて、こちらの方に通勤している方がございます。南部町の職員が、1名アパートを借りてこちらの方に来ていただいている状況でございます。住宅手当につきましては、各市町村の方から出しておりますので、よろしく願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、後藤政行君。

○22番後藤政行君 人口5千人未満は、お話だと8町村なんですかね。そこからは派遣を要求していないということで、それは大変でしょうからね。それはよく分かりました。それで2年に1度派遣を交代しているようですけども、例えば全員代えるのか、1年だぶって交代しているのか、どういうふうに代えているのでしょうかね。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 現在20名の方が、各市町村から派遣をされておまして、1年ごとに10名で交代をいう形をとっております。20名全員が代わってしまいますと、本当に新しい体制になってしまいますので、10名と10名で引き継ぎをする中で、1年は必ず重複して業務をしていただく形をとっております。全国的に見ても、2年という期間がほとんどの広域連合で多いような状況です。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 4番吉田昭男君。

○4番吉田昭男君 歳出の中で、「民生費」の内「老人福祉費」の不用額が、1千169万8,216円という金額ですけど、原因がもし分かれば教えて下さい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 不用額の1千169万8,216円につきましては、特別会計への繰り出し金の共通経費の内容でございまして、電算システムの委託料、国保連合会への審査手数料、被保険者への医療費通知等でございます。「一般管理費」の「需用費」の減、それから被保険者への医療費通知、高額療養費等を周知するための「通信運搬費」郵送件数が、当初の見込みより減ったことが原因でございます。特別会計への繰り出し金がこの部分で減ったという状況でございます。また、特別会計でも説明がありますので、よろしく願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 21番藤江雅江君。

○21番藤江雅江君 はい。先ほど、監査委員の方からのご説明もあったかと思っておりますけれども、高齢者の方々の医薬品というのは、非常に全国的に今問題になっているところでもあります。その問題というのは、高齢者の方々が、薬を飲まずに相当量が残っているというような現状がある訳でありまして、課題として後発薬品いわゆる、ジェネリック医薬品の事について、「これは課題となります」というようなご説明があったかと思っております。そういった中で、全国的に問題となっているということもありますけれども、山梨県の後期高齢者という範疇の中で、薬についてそれも含まれた費用というものも出ていると思っておりますので、そのような状況がどういう状況にあるのか、山梨県で結構です。どういう状況にあるのか、またその状況の中で改善しなければならない課題があるかと思っておりますけれども、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。山梨県の後期高齢者で今分かっているのが、ジェネリック医薬品の利用率を把握しております。平成26年度の実績になりますが、ジェネリック医薬品の利用率が41.7%。これは医薬品の数量ベースで算出をしております。平成25年度よりは、倍以上利用率は増えてはいるんですが、国の方でもジェネリック医薬品の利用率を70%くらいにするよう出しておりますので、それを目指して山梨県としましても、利用促進のパンフレット等配布をしております。今後も引き続き、行っていきたいと考えております。以上です。

○21番藤江雅江君 ありがとうございます。国の目標値からいたしますと山梨県は、相当のまだ隔たりがあり、何らかの形で対処していかないと、この目標値をクリアすることは、なかなか出来ないのかなと思っております。しかしながら、一昨年よりも倍以上の利用率ということであれば、その利用率が倍となりますと、80%以上となりますので、目標値をクリアすることは出来るかとは思いますが、現時点でそれを安易に出来るというようには、私も思っていないところであります。パンフレットの配布という対応というのは、当たり前のような対応だと思いますので、もう一步踏み込んだ対応をしていきませんか、結果的には単年度での目標値をクリアすることは出来ないと思うんですね。私も年に何回か、お薬貫いに行っておりますけれども、薬局の方で、ジェネリック医薬品という話、説明等をしていただけますし、これは診察の時に先生に言わないと、

先生も出せないというような現状もございますので、医療関係にも何らかの形でアクションをとっていきまないと、パンフレットだけでは、なかなか目標値をクリアすることは出来ませんし、そういうことをすることによって、全国的にその目標値をクリア出来ていくというようなところがあります。是非そのような庶務を、よろしくお願ひしたいと思ひます。すみません最後になりますが、目標値 70%で山梨県 41.7%なんですけれども、クリアしている県がありましたら、参考までにお聞かせいただきたいと思ひます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。全国の他の広域連合の関係につきましては、データを持っていませんので、把握しておりません。以上です。

○21 番藤江雅江君 ありがとうございます。また何らかの時に、ご説明お願ひしたいと思ひます。以上です。ありがとうございます。

●議長(谷垣喜一君) 他にございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第8 認定第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、認定第2号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、認定第2号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。最初に、歳入についてご説明させていただきます。

お手元の議案書18ページ、19ページをご覧ください。一番下の合計欄をご覧ください。歳入合計であります。予算現額952億5,958万2千円に対し、調定額は961億5,948万9,294円、収入済額は961億5,270万1,406円であります。

なお、収入未済額が678万7,888円ございますが、被保険者の所得更正等に伴う負担区分変更による、医療費返還金等の未納分であります。

歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金及び、現役世代からの支援金であります。

次に20ページ、21ページをご覧ください。歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額952億5,958万2千円に対し、支出済額929億5,912万2,233円、不用額は23億45万9,767円となっております。

主な内容は、被保険者に対する、入院、外来、歯科等の医療給付費用であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、31億9,357万9,173円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、功刀業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○**業務課長(功刀正君)** それでは、歳入歳出の詳細につきましては、別冊の資料2「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明させていただきます。決算書の13ページからが特別会計になります。

事項別明細書の18ページをご覧ください。主に、款項目、収入済額の欄で説明させていただきます。

1款「市町村支出金」は、医療の給付に係る市町村の負担金であり、収入済額は、149億4,408万2,312円であります。

1項「市町村負担金」1目「保険料等負担金」58億3,831万3,614円は、医療給付費の10分の1に当たる、各市町村で収納した保険料相当額であり、2目「療養給付費負担金」71億8,828万496円は、医療給付費の12分1にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。

3目「保険基盤安定負担金」19億1,748万8,202円は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方が分担する負担金であり、県が4分の3、市町村が4分の1を負担するので、県の負担金は、一旦市町村で受け入れ、市町村分と合わせた額を広域連合で受け入れたものであります。

次の2款「国庫支出金」は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金、補助金及び交付金で、収入済額は335億7,253万2,714円であります。

1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」237億2,286万3,419円は、医療給付費の12分の3に当たる、国が負担すべき定率負担分であります。

2目「高額医療費負担金」2億9,408万3,790円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を国が負担するものであります。

2項「国庫補助金」1目「調整交付金」は、各広域連合間の財政力の不均衡を調整するためのもので、医療給付費の概ね12の1を交付されます。収入済額は、89億1,536万5千円であります。

19ページをご覧ください。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、各種事業に対する国庫補助金で、収入済額は、2,027万539円であります。

1節「健康診査事業補助金」1,239万8千円は、健康診査費用のうち補助基準額の3分の1以内で補助されるものであります。

2節「保険者機能強化学業補助金」475万5千円は、重複・頻回受診者等への訪問指導強化、後発医薬品の使用促進等の普及啓発の強化及び医療保険者の「意見を聴く場」の設置等の事業に係る国の補助金であります。

3節「特別高額医療費共同事業補助金」311万7,539円は、レセプト1件当たり400万円を超える、著しく高額な医療費について、200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対する国の補助金であります。

3目「円滑運営臨時特例交付金」6億1,991万6,966円は、低所得者の保険料軽減措置として7割軽減世帯を9割と8.5割軽減すること、それから所得が一定以下の被保険者の所得割を5割軽減する措置に対する補填として交付されたものであります。

4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」3万3千円は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除、標準負担額の免除、それと保険料の減免額に対して国から補助金が交付されたものであります。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は、75億4,156万4,815円であります。

1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」72億2,123万5,025円は、医療給付費の12分の1に当たる県が負担すべき定率負担分であります。

2目「高額医療費負担金」2億9,408万3,790円は、国と同様にレセプト1件当たり80

万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を県が負担するものであります。

2項「財政安定化基金支出金」は、予定以上の保険料の未納又は給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金であります。平成26年度の交付はありませんでした。

20ページをご覧ください。3項「県補助金」1目「後期高齢者保険事業費補助金」2,624万6千円は、国と同様に県から補助された健康診査費用の補助金であります。市町村が実施した健康診査費用のうち、補助基準額の3分の1が国と同様に補助されたものであります。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費の10分の4相当額に当たり、収入済額は、372億17万7,927円であります。この交付金は支払基金が、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域連合に交付されたものであります。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、一件当たり400万円を超える高額なレセプトのうち200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ、交付されたものであります。収入済額は1,357万1,347円であります。

6款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金の運用収益となる利子であり、この基金に積み立てられるものであります。収入済額は、52万9,380円であります。

7款「繰入金」は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は9億5,135万7,165円であります。

1項「一般会計繰入金」2億8,632万2,784円は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金であります。

21ページになりますが、2項「基金繰入金」は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置の補填である国庫補助金を積み立てた「臨時特例基金」と、著しい保険料の不足又は医療給付費の増加に対応するため、過年度における剰余金を積み立てた「後期高齢者医療給付基金」からの繰入金であります。収入済額につきましては、1目「臨時特例基金繰入金」が6億6,503万4,381円、2目「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、必要がなかったためありませんでした。

8款「繰越金」は、平成25年度からの繰越金であり、収入済額は、17億5,326万5,122円あります。この中には、平成25年度に国・県から概算で交付された分の精算による返還金9億7,215万2,799円が含まれております。

9款「県財政安定化基金借入金」は、収入がございません。なお、財政安定化基金の事業といたしましては、交付事業と貸付事業がありますが、平成25年度におきましては、基金からの交付金・借入金は、共にありませんでした。

10款「諸収入」の収入済額は、1億7,562万624円あります。

1項「延滞金、加算金及び過料」、1目「延滞金」11万3,170円は、保険料の延滞金であります。

2目「過料」と22ページになりますが、3目「加算金」は、ありません。

2項「預金利子」346万2,351円は、銀行口座の預金利子であります。

3項「雑入」、1目「第三者納付金」1億5,976万5,056円は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費について、加害者からの納付金であります。収入未済額が3万7,483円ありますが、一人の方の分でありまして、分納をしていただいております。

2目の「返納金」は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金であります。収入済額は、1,228万47円、収入未済額は、675万405円あります。

3目「雑入」は、ありませんでした。以上が歳入であります。

次に、歳出の決算についてご説明いたします。事項別明細書の23ページをご覧ください。1款「総務費」は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は、2億9,915万686円であります。

1項「総務管理費」1目「一般管理費」であります。主なものについて説明させていただきます。なお、この目の備考欄に主な節の支出項目が記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

1節「報酬」、3節「職員手当等」、4節「共済費」、それと7節「賃金」につきましては、3人の臨時職員と2人の嘱託職員に係る人件費であります。

11節「需用費」764万2,714円は、消耗品関係と医療費通知の印刷等の印刷製本の費用であります。

12節「役務費」3,929万8,685円は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料であります。

24ページをご覧ください。13節「委託料」は、備考欄にある項目であります。主な内容は、広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認等の国保連合会委託料、レセプトの点検に係る委託料、標準システム運用保守委託料等で、支出済額は、2億1,835万9,601円であります。

14節「使用料及び賃借料」2,411万5,355円は、各会議等の会場使用料並びに広域連合と各市町村に設置してありますサーバと端末のリース料であります。

次に、2款「保険給付費」は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は、907億1,887万3,105円あります。

1項「療養諸費」1目「療養給付費」853億4,136万4,849円は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。

25ページをご覧ください。2目「訪問看護療養費」2億7,581万4,016円は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。

3目「特別療養費」は、資格証明書の交付を受けている被保険者からの請求による給付ですが、支出はありません。

4目「移送費」は、医療機関で治療を受けている被保険者が、医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用であります。支出はありません。

5目「審査支払手数料」2億4,388万1,940円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用であります。1件82円で、297万4,170件ありました。

6目「療養費」10億3,570万9,653円は、補装具、柔道整復等の費用給付であります。

2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」33億8,460万965円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて給付するものであります。

2目「高額介護合算療養費」7,385万1,682円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するものであります。

3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」3億6,365万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に5万円を給付する葬祭費であります。

26ページをご覧ください。4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件当たり400万円を超える特に高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分を、全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金で、支出済額は、945万6,137円あります。

1目「特別高額医療費共同事業拠出金」939万561円は、事業に対する拠出金であり、2目「特別高額医療費共同事業事務費拠出金」6万5,576円は、国保中央会が行う事業の事務経費に対する拠出金であります。

5 款「保健事業費」は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は 1 億 942 万 9 千円であります。

1 項「健康保持増進事業費」1 目「健康診査費」5,249 万 2 千円は、市町村が実施した健康診査に対する補助金であります。2 目「その他健康保持増進費」5,693 万 7 千円は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村で実施した人間ドック受診事業への補助金であります。これらの事業には、国からの特別調整交付金が充てられております。

27 ページをご覧ください。6 款「基金積立金」は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている 2 つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積立てを行うものであります。

1 項「基金積立金」1 目「臨時特例基金積立金」6 億 1,991 万 6,966 円は、国から保険料軽減の財源として交付された、円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てたものであります。

2 目「後期高齢者医療給付基金積立金」2 億 2,013 万 4 千円は、著しい保険料の不足や医療給付の増加に対応するため、前年度剰余金を積み立てたものであります。

7 款「公債費」は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はありません。

8 款「諸支出金」は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金であり、支出済額は、9 億 8,216 万 2,339 円であります。

1 項「償還金及び還付加算金」1 目「保険料還付金」993 万 740 円は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。

2 目「償還金」9 億 7,215 万 2,799 円は、平成 25 年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。内訳は、備考欄にありますように、国庫支出金の返還金が 8 億 6,049 万 7,392 円、県支出金の返還金が 1 億 901 万 9,477 円、市町村負担金の返還金が 263 万 5,930 円であります。

28 ページをご覧ください。3 目「還付加算金」7 万 8,800 円は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を、市町村に支出したものであります。

9 款「予備費」の支出はありませんでした。以上が歳出であります。

最後に、実質収支に関する調書について、30 ページにありますのでご覧いただきたいと思っております。歳入総額 961 億 5,270 万 1 千円に対しまして、歳出総額は、929 億 5,912 万 2 千円となり、差引額は、31 億 9,357 万 9 千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、差引額の 31 億 9,357 万 9 千円であります。

以上が、平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、認定第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 22 番後藤政行君。

○22 番後藤政行君 2 点ほど教えて下さい。歳入の 22 ページ、預金利子の当初予算が 1 千円で、収入済額が 346 万 2,351 円になっていますよね。これは多分、普通預金の利息なんだろうと思うけれども、去年もこんな感じだったんですかね。どうして当初予算で 1 千円という予算計上をしているのでしょうか。あまりにも当初予算がでたらめというのか、正確な見積りをしていない感じがする。

それと 25 ページ、高額介護合算療養費の 7,385 万 1,682 円ですけども、これは介護給付と医療給付が明確に区別出来ないからこういうのか。高齢だから、介護保険の方から給付すべきものなのか、医療給付の方から給付すべきものなのか、明確に区別けで

きないことが原因でこういうことが発生するのでしょうか。教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○会計管理者(渡辺小一君) それでは、後藤議員さんのご質問に答えさせていただきます。会計管理者の渡辺と申します。預金利子の件ですが、確かに昨年この場におきましても、同じご質問をいただきました。当初予算を作成する段階で、見込みがつかないということで、1,000円のみを計上させていただいている形になっております。現在もこの形になっております。しかしながら、これはやはり来年度予算を作成するにあたりまして、改善するところではないかと私も考えております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○22 番後藤政行君 今の回答で、ちょっと教えてください。確か、普通預金の流動性の預金に、この利息が付くと思うんだけど。銀行の平均残高が、だいたいどのくらいで、レートがどのくらいでしょうね。去年に、「ペイオフの対象か」という質問をした記憶があるんだけど、ペイオフには関係ないのかという。ということは、その時に流動性は預金利息を付けない、もし破綻しても優先的に預金を払い戻すというような回答の記憶がありますけれども。これだとペイオフ対象外だと思うんですけど。平均残高はどのくらいあるのですか。例えば、500億円とか、400億円とか。というのはね、例えば、平均残高が500億円あれば固定預金の定期預金に例えば300億円振り替えて、そうすれば預金利息が1千万円くらいになるんじゃないですか。どうしてそういった、余剰式の活用をしないのかということを私は質問したいんですよ。平均残高がどのくらいなのか、お答え願います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、会計管理者。

○会計管理者(渡辺小一君) それでは、月々の平均残高は月によって異なりますが、多い月で、おおよそ40から50億です。というのも、毎月18日前後になりますが、国保連合会のほうに80億ほど毎月支払いがございまして。その支払いが終わった時点で、口座にいくら残っているかということで、譲渡性預金、定期預金の方へ、その残高を積んでいるような形になります。

ペイオフの対象になるかということですが、譲渡性預金これにつきましては、ペイオフの対象になっておりません。この譲渡性預金は、先ほども申し上げました通り、毎月80億円の支払いがあるために、長期の運用をしております。おおよそ1ヶ月から2ヶ月の満期という形で、順繰りに運用をしている状況です。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。

○22 番後藤政行君 預金利息ですから大変なものなんだから、その辺はよく神経を使って、平均残高を今言うように譲渡性預金の方に振り替えれば、利息を産み出すんだから、その辺を研究してもらいたいと思います。以上です。回答はいりません。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) それでは、高額介護合算療養費についてお答えいたします。この7,385万1,682円ですが、後期高齢者医療に係る分のみでありまして、介護保険の方でも同じ方に、介護保険側から支払いを行っておりますので、しっかり分かれてそれぞれが負担をしております。以上です。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい。

○22 番後藤政行君 介護給付と医療給付は、不明確な点はないという解釈でよろしいですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。明確に分けて計算をしております。

●議長(谷垣喜一君) 他にございますか。8番上村英司君。

○8番上村英司君 医療費の中で、入院に係る費用が高いということで、国でもベッド数を減らすような話をしている訳でございますけども、そういう政策というのは、広域連合で進めていくべき話なのか、それとも病院ごとにやっていくべき話なのか、それとも市町村やっていくべき話なのか、そのあたりを教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) その計画につきまして、国の作った医療計画に基づいて現在、県の方で計画を作っている段階でございます。その委員の中には国保連等各組織が入りまして、各地区ごとで検討し、私も、来月の峡南地区の会議に出席する予定になっておりまして、そういったところで検討をしている状況でございます。以上です。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 4番吉田昭男君。

○4番吉田昭男君 歳出の中のですね、2款「保険給付費」1項「療養諸費」の不用額が非常に大きい金額だと思うんですけど、医療請求が減ってこんな金額になるのかどうか、その辺のところをわかりましたら。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。確かに保険給付費が22億7千万、療養諸費が22億4千万ほど不用額があるわけですが、この費用が1ヶ月に75億くらいかかる費用でありまして、この額が2週間分くらいしか余らないので、インフルエンザ等が流行ったりしますと、一気に使ってしまうので。このくらいはないと、逆に怖い部分もありまして、元々の金額が大きいので、大きく見えてしまうんですけど。給付費に関して言いますと、2週間分くらいの費用ということで理解をいただきたいと思います。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 12番川口信子君。

○12番川口信子君 歳入のところで21ページ。基金繰入金のところ、臨時特例基金繰入金と後期高齢者医療給付基金繰入金、これは0ですけど。そして歳出のところでは、27ページですね。臨時特例基金積立金、後期高齢者医療給付基金積立金となっているんですけど、この関係についてどういうことなのかということと、積立金については現在どのようになっているのかということですから、33ページの基金がありますが、財政調整基金がありますね。この関係はどうなっているのかということについて、伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。歳入の方の基金繰入金につきましては、国からの臨時特例交付金、これをいったんこの基金に繰り入れたものを、そこから歳入として繰り入れるものでありまして、歳出の臨時特例基金積立金につきましては、これは国からきたものをこの基金に一旦積み立てをしているという流れになっています。歳入

の方は医療給付費等に使うための財源とするために、繰り入れるものでありまして、歳出は基金に国から交付されたものを、その基金に積み立てをしているという、そういう違いがあります。

この基金につきましては、今年度で解散しますと国から言われておりまして、次の補正の方でもお願いするのですが。この基金については今年度いっぱい解散ということになっております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、渡辺会計管理者どうぞ。

○会計管理者(渡辺小一君) 財政調整基金のご質問について、お答えさせていただきます。この財政調整基金につきましては、今説明のありました医療関係には使っておりません。一般会計の前年度の剰余金を積み立てている基金でありまして、26年度末の残高が5,700万ほど財政調整基金の方には残っております。この使い道なんですけども、平成29年度に今使っております標準システム及び事務所内部で使っておりますシステムの2つが、更新の予定になっておりまして、その部分で現在基金をその費用に充てるために、積み立てているような状況でございます。

●議長(谷垣喜一君) 川口議員よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、川口議員。

○12番川口信子君 そうすると、積立金の方は、積立額というのが無いのですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) 臨時特例基金については、積み立てる額はなく、直接国からくる分を財源として使うということになります。もう1回ちょっと補足で説明しますと、歳入の18ページ、19ページの国庫補助金の中の円滑運営臨時特例交付金、これが6億2千万という金額がありますが、この金額が27ページの臨時特例基金積立金の額になっていまして、一旦国から来たものを基金に積み立て、21ページの繰入金から繰り入れると。基金に残高がありますんで、それを出して、若干こちらの金額の方が増えてはおりますが、そういう流れになっております。以上です。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか、川口議員。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、川口議員。

○12番川口信子君 今のは分かったんですけど、後期高齢医療の給付基金積立金、これはどうなっていますか

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) この基金につきまして、歳入の方が0というのは、この基金を使うのが、保険料の収納率が悪いとか、医療費が急激に増えたという時に対応するために、基金を積み立てているものでありまして、26年度については、そういう状況がなかったもので、歳入がないということでもあります。歳出の方の2億2千万ほどは、剰余金を積み立てたものであります。

●議長(谷垣喜一君) 川口議員、よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、最後の質疑になります。

○12番川口信子君 会計の基金あるいは積立金というのは、どういう風になっているのか、最後にお伺いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) 基金の残高ということでよろしいでしょうか。歳入歳出決算書の 33 ページになりますが、一番下に 4 基金(1)財政調整基金、(2)臨時特例基金、(3)医療給付基金、それぞれ年度末の残高が、記載してありますのでご覧いただきたいと思えます。以上です。

●議長(谷垣喜一君) そのように、川口議員よろしくお願ひします。他にございますか。
『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 23 番高村富三人君。

○23 番高村富三人君 歳出 26 ページ保険事業費の中の健康診査補助金で、5,200 万が出ていますけど、27 市町村あるんですけど、どういう割合で出しているんでしょうか。ちょっと教えて下さい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。資料 4 歳入歳出決算補足資料の 7 ページをご覧いただきたいと思えます。そこに 4 つありますが、右から 2 つ目が健康診査事業ということで、市町村の内訳となっております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○23 番高村富三人君 この金額なんですけど、例えば受診率とかそういうので分けているのですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えします。受診者数によりまして、各市町村から何人健康診断にきたという報告がありますので、それを基に算出しています。以上です。

○23 番高村富三人君 はい、分かりました。ありがとうございます。

●議長(谷垣喜一君) 他に質疑はございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第 2 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって認定第 2 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第 9 議案第 8 号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 9、議案第 8 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第 8 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」についてご説明させていただきます。

議案書の 23 ページをご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,570 万 5 千円を増額し、それぞれ 4 億 9,612 万 1 千円とするものでございます。

24 ページをご覧ください。歳入でございますが、6 款「繰越金」において前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れるものであります。

隣の 25 ページをご覧ください。歳出でございますが、2 款「総務費」は、内部情報系システムのセキュリティ強化のための委託料及び防災備蓄品等を整備するものであります。

次に、3 款「民生費」は、標準システムのセキュリティ強化のための特別会計への繰り出し金です。

4 款「諸支出金」は、歳入で受け入れました繰越金を、他の歳出に充てた金額を除いて、財政調整基金に積み立てるものであります。

以上でございますが、詳細につきましては、飯室次長から説明させますので、よろしくお願ひします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、議題第 8 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明いたします。

予算説明書資料 3 の 23 ページをお開きください。平成 27 年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,570 万 5 千円を増額し、それぞれ 4 億 9,612 万 1 千円とするものです。内容につきましては、別冊資料 3 の予算説明書で、説明いたします。

予算説明書の 6 ページをお開きください。歳入、6 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」を 1,570 万 5 千円増額し、1,570 万 6 千円とするものです。これは、平成 26 年度の決算による 剰余金が 1,570 万 6 千円となるため、これを予算に反映したものです。

次に歳出についてご説明いたします。8 ページをお開きください。2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」93 万 7 千円を増額し、1 億 7,266 万 6 千円とするものです。これは財務会計システム、事務担当者グループウェアのバージョンアップのための委託費 41 万 1 千円、防災備蓄品備品購入費等 52 万 6 千円です。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」を 41 万 2 千円増額し、3 億 588 万 5 千円とするものです。これは特別会計への繰出し金です。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」を 1,435 万 6 千円増額し、1,438 万 7 千円とするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 8 号の質疑を行います。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって議案第 8 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま報道機関から、写真撮影等の申し出がございました。これを許可することにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【日程第 10 議案第 9 号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 10、議案第 9 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」について」を議題とします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第9号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてご説明させていただきます。

議案書の27ページをご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19億3,698万4千円を増額し、それぞれ983億3,001万6千円とするものでございます。

28ページをご覧ください。歳入でございますが、1款「国庫支出金」は、保険料軽減分を補てんする、国庫補助金である「円滑運営臨時特例交付金」の交付内容の変更による減額であります。

次に、2款「支払基金交付金」は、前年度分精算に伴う、今年度交付金の相殺による減額であります。

次に、7款「繰入金」は、標準システムのセキュリティ強化のため、一般会計繰入金を増額、及び臨時特例基金に円滑運営臨時特例交付金を、積み立てなくなったための、基金繰入金の減額であります。

次に、8款「繰越金」は、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れた増額であります。

隣の、29ページをご覧ください。歳出でございますが、1款「総務費」は、標準システムのセキュリティ強化のための、保管設定等「総務管理費」を増額したものであります。

次に、2款「保険給付費」は、記載の項目について、財源を臨時特例基金から円滑運営臨時特例交付金に、支払基金交付金から繰越金に振り替えたことの財源更正であります。

次に、6款「基金積立金」は、円滑臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てなくなったための減額と、全年度の余剰金を受け入れた給付基金の増額との差額であります。

次に、7款「公債費」は、財源を臨時特例基金から円滑運営臨時特例交付金に振り替えたことの財源更正です。

最後の、8款「諸支出金」は、国・県交付金の前年度分精算による返還分の増額であります。

以上でございますが、詳細につきましては、功刀業務課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) それでは、詳細につきまして、説明させていただきます。

資料3 予算説明書の16、17ページをご覧ください。歳入ですが、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」3目「円滑運営臨時特例交付金」につきましては、9,146万4千円を減額するものであります。これは、先ほども触れましたが、当初予算では、円滑運営臨時特例交付金を臨時特例基金に繰入れ、基金から繰り出す予定になっていましたが、平成27年度をもって、基金が解散することで、基金事業ではなく単年度補助金事業となり、基金の残高を全額活用することとなったため、9,146万4千円が不要になるものです。

4款「支払基金交付金」1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」につきましては、5億9,309万6千円を減額するものであります。これは、負担対象額の10分の4に当たる現役世代からの支援金ですが、前年度概算交付されていたものに、精算に

より返還金が生じたので、本年度の交付金で相殺するものであります。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目「一般会計繰入金」の41万2千円の増額は、標準システムの個人情報データのセキュリティ対策に係る費用であります。

7款「繰入金」2項「基金繰入金」1目「臨時特例基金繰入金」は、先ほどの国庫支出金を基金に繰入れしないための減額であります。

8款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」は、平成26年度の繰越金が確定しましたので、31億9,357万8千円を増額するものであります。

次の、18、19ページをご覧ください。歳出の補正であります。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の41万2千円の増額は、標準システムの個人情報データのセキュリティ対策としてハードディスク等を購入する費用とその接続設定のための委託料であります。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」につきましては、1目「療養給付費」から20、21ページの6目「療養費」まで、すべて財源更正であります。支払基金交付金の減額に伴い、繰越金を充当するものと、国庫支出金の円滑運営臨時特例交付金を基金に入れず直接財源にするものであります。

2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」、2目「高額介護合算療養費」、22、23ページの3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」につきましても、同様の財源更正であります。

6款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「臨時特例基金積立金」は国庫支出金を基金に繰り入れず直接財源にするため、6億6,391万円を減額するものであります。

2目「後期高齢者医療給付基金積立金」4億390万2千円については、後期高齢者医療給付基金への積立金であり、前年度の繰越金のうち、国、県から概算交付により受けた負担金等について、精算により返還すべき費用を除いた額を積み立てるものであります。

7款「公債費」1項「公債費」1目「利子」についても国庫支出金の円滑運営臨時特例交付金を基金に入れず直接財源とする財源更正であります。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」21億9,658万円につきましては、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を、精算により返還するものであります。

以上が、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくお願いたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員でございます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●**議長(谷垣喜一君)** お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(谷垣喜一君) 以上を持って、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので 会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「平成 27 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 38 分